

町内会総会議事録 の扱い

公募に応じることを決めた町内会の「総会議事録」、あるいは議事録がない場合は、総会の模様が見える書類の提出が、平成十九年二月五日までに求められており、領家地区の場合は、町内会長及び副会長の署名・捺印のある総会の様子がわかる書類として「同意書」が提出されていきました。

この書類（同意書）は、統一された様式が印刷してあり、他の久米地域内のいくつかの周辺町内会が提出した書類と同じ様式で、総会の日時、場所や内容を記入する欄がありました。

領家町内会として、正式な会議録が存在しないのは仕方ありません

んが、当委員会の調査の結果、領家町内会総会当日に、副会長が総会の模様をメモした文書（まさに総会の模様が見える書類）がありました。

しかし、提出された書類は、誰が作成したのかは不明ですが、「同意書」として、「この度、津山ブロックごみ処理センター建設候補地として申請することについて、総会議事録（もしくは役員会）のとり、同意いたします。」と印刷されており、総会（もしくは役員会）議事録という部分に、

・日時 平成十九年一月二十一日
午後一時

・場所 領家公会堂

・内容 津山ブロックごみ処理センター建設について、臨

時総会を実施しました。
八十五%の同意を得ました。
臨時総会終了後、二
（二名の同意を得ました。
（棒線部分が直筆部分で
す）

とだけ書かれ、領家町内会長と副会長が署名・捺印した書類が提出されています。

地元町内会が「領家」だとするならば、「総会議事録は必須条件として提出の義務」があるわけですから、当然、総会当日に書かれたこの「メモ」の提出が必須条件となるべきだと厳しく指摘をしておきます。ここでも当局は重大なミスを行っています。

当委員会では、現地領家町内に
出かけて町内会役員の上役の立会

のもとで、その総会の当日に、メモを書かれた当時の副会長にも事情を聞き取り、メモも閲覧させていただきました。

それを見ますと、「いろんな質問があつた後、採択、挙手による採択の結果、賛成多数で前向きに進めることに決定した」となっていました。

同意書にある「八十五パーセントの同意を得ました」という実体は「無い」と言わなくてはなりません。あくまで「総会メモ」には、「賛成多数で前向きに進める」という結果だけです。

また、久米連合町内会が「地元申請者」ですから、「久米連合町内会の総会議事録」が必須条件の
はずですが、行政当局としては、